

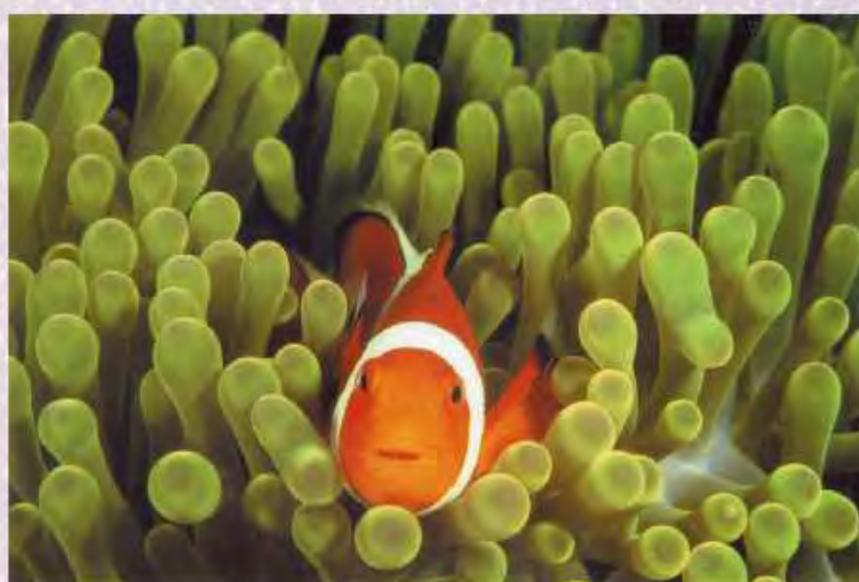
沖繩労働局提出資料

平成27年度

沖縄労働局

労働行政運営のあらまし

～総合労働行政機関としての機能の発揮～



— 目 次 —

- ◎沖縄労働局の組織と所掌事務…………… 1
- ◎良質な雇用の確保・拡大を図るために…………… 2
- ◎安全で安心して働ける職場づくりのために…………… 6
- ◎女性の活躍推進と男女がともに仕事と家庭
を両立できる環境整備のために…………… 10
- ◎職場のトラブル解決・サポートを図るために…………… 12
- ◎労働者とその家族の生活の安定・安心の
ために…………… 14

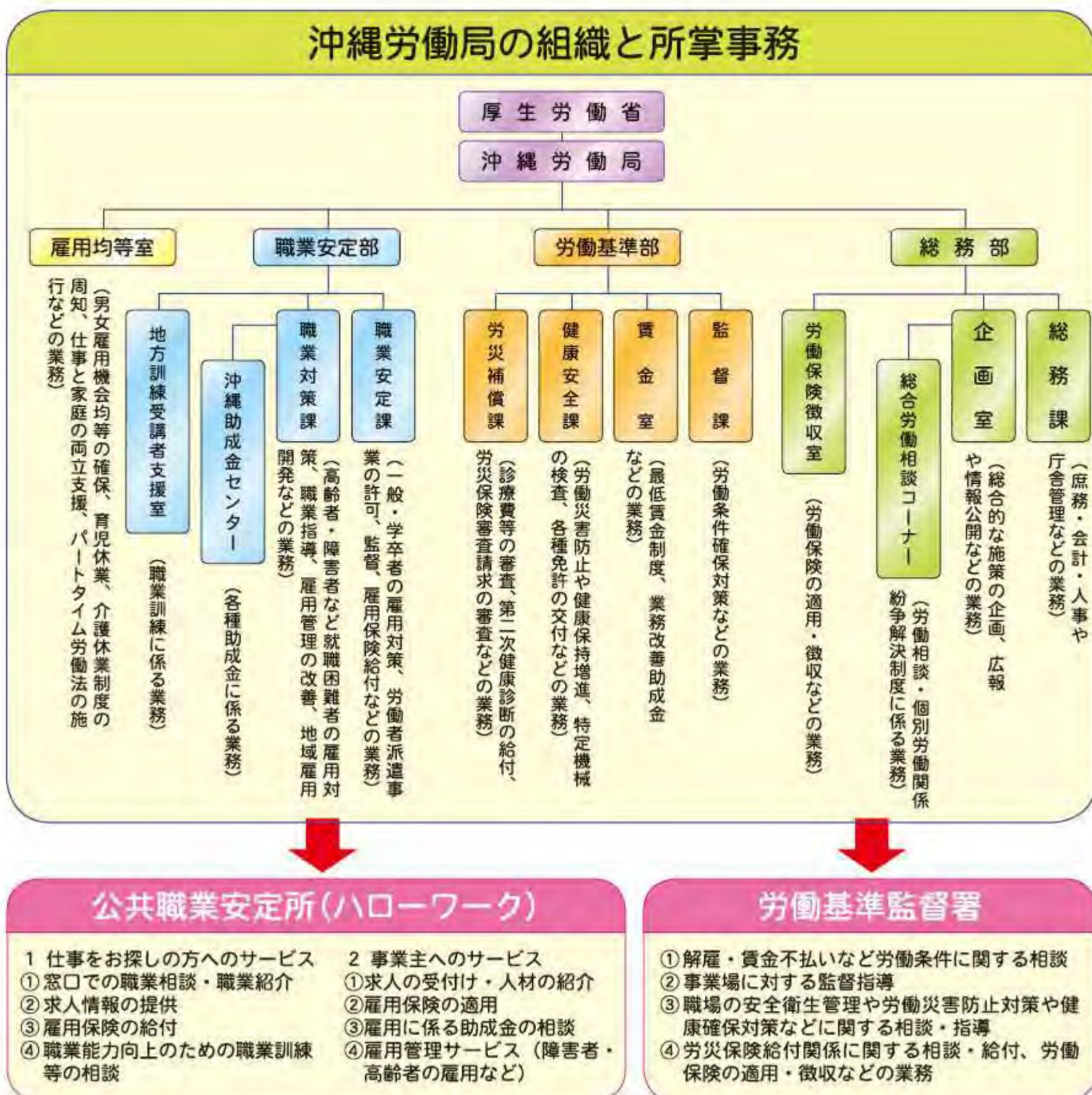
- 沖縄労働局と県内の労働基準監督署
・公共職業安定所の所在地…………… 16

沖縄労働局は、沖縄県における総合労働行政機関として、沖縄県等、関係機関とも緊密な連携を図って地域に密着した労働行政を展開し、仕事を探している人や働く人々が豊かで安心して働くことができる県民生活の実現に向けて、雇用の確保や職場環境の整備、男女の雇用機会の均等などに取り組んでいます。

現在、沖縄県の雇用情勢は新たな局面を迎えており、2014年の有効求人倍率は0.69倍であり、全国平均の1.09倍と比較して厳しい状況にあるものの、本土復帰以降最高値を記録するなど雇用情勢は改善しております。

一方、若者の失業率及び離職率の高さや非正規雇用割合の高さ等が依然として大きな課題となっており、雇用の「質」の向上に向けた総合的な取組に加え、迅速かつ的確な対応が求められています。また、労働関係のトラブルに関わる相談件数は高止まり傾向で推移し、労働災害発生件数もここ数年増加傾向にあり、労働者の健康状態を示す一般健康診断実施結果の有所見率についても3年連続全国ワースト1であり、労働者を取り巻く環境は厳しい状況が続いております。

このような状況を踏まえ、沖縄労働局においては、平成27年度の労働行政運営にあたり、労働基準、職業安定、能力開発、雇用均等の各部門がそれぞれの専門性を発揮すると同時に、各施策間の連携をより密にして総合労働行政機関としての機能を十分に発揮していくよう取り組みます。



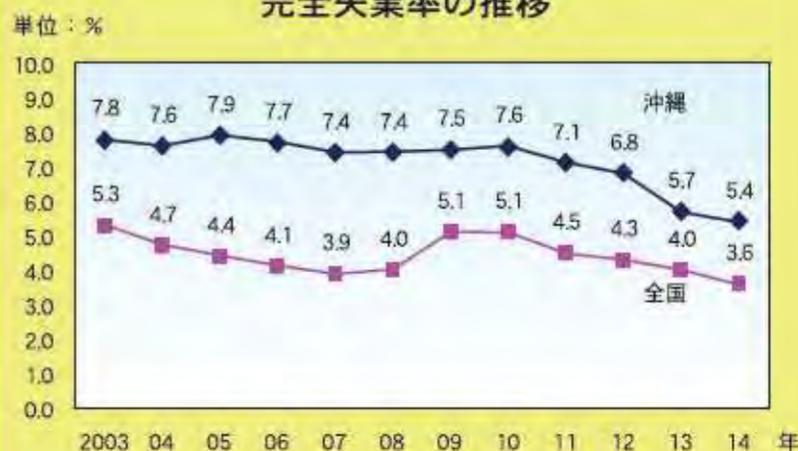
良質な雇用の確保・拡大を図るために

○県内の雇用情勢

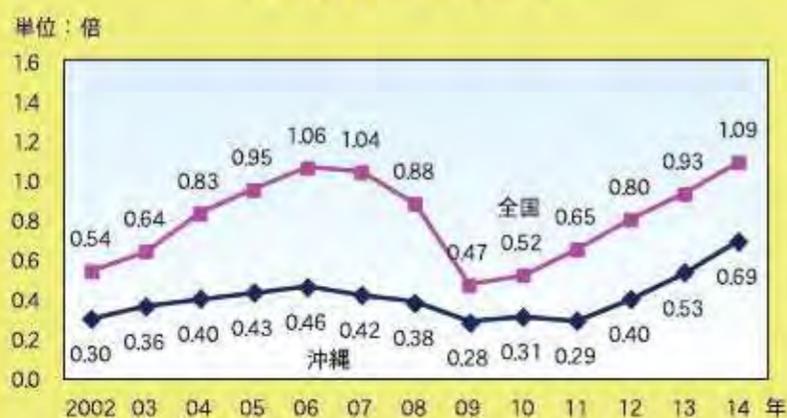
県内経済の回復等に伴い、雇用情勢は改善が進んでいます。2014年の有効求人倍率は0.69倍と前年比0.16ポイント上昇し、全国平均の1.09倍と比較して依然厳しい状況にあるものの、本土復帰以降の最高値となりました。

また、完全失業率は5.4%と、全国平均（3.6%）との差も縮小傾向にあります。

完全失業率の推移



有効求人倍率の推移



○ハローワークのマッチング機能強化

雇用の「量」の拡大が進み人材不足が見られる中で「雇用のミスマッチ」が顕在化しています。

各ハローワークにおいては、求職者の早期就職を図るため、求人開拓等による求人の確保や、きめ細やかな職業相談等により、求人・求職のマッチングの強化に努めています。

また、就職支援セミナーの開催や公的職業訓練への誘導等により、求職者の就職に向けた取組を支援しています。



《ハローワークの職業相談風景》



《求職者の求人情報の閲覧風景》

○若年者及び非正規雇用対策の総合的な推進

県内の若年者の失業率や非正規労働者の割合は、全国平均を大きく上回っています。

若年者等が安心して働ける雇用環境を実現するため、良質な求人確保や就職後の職場定着の促進に努めています。

また、非正規労働者のキャリアアップの支援や企業内での正規雇用への転換の推進等、関係機関と連携した非正規雇用対策に取り組んでいます。

	非正規割合	(男性)	(女性)	(若年者)
全国	38.2%	(22.1%)	(57.5%)	(35.3%)
沖縄	44.5%	(30.5%)	(60.1%)	(50.4%)

*資料:総務省「H24年就業構造基本調査」

▼卒業後の無業率(平成26年3月卒)

	高校卒	大学卒
全国	4.6%	12.1%
沖縄	14.5%	24.8%

*資料:文部科学省「H26年度学校基本調査(確定値)」

▼就職後3年以内の離職率(平成23年3月卒)

	高校卒	大学卒
全国	39.6%	32.4%
沖縄	61.7%	48.6%

*資料:厚生労働省「新規大学卒業者の都道府県別離職状況」

○新規学卒者及び既卒者の就職支援

新規学卒者及び既卒者の就職状況が厳しい中、各種セミナーや就職面接会を開催するとともに、学校段階からのキャリア形成を支援しています。

また、那覇新卒応援ハローワーク等において、就職未内定者等に対し、きめ細やかな職業相談や職業紹介を実施しています。

さらに、新規学卒者を対象とする求人について、既卒者も応募可能となるよう働きかけを行うなど、既卒者の採用機会の拡大を図っています。



○障害者への就職支援

障害のある方が、能力と適性に合った雇用の場を確保できるよう、関係機関と連携し、個々のニーズに応じたきめ細やかな就職支援を実施しています。

また、平成27年4月からの障害者雇用納付金制度の適用対象企業の拡大等を踏まえ、雇用率が未達成である企業等に対して厳正な指導を実施し、障害者の雇用の確保・拡大に努めています。



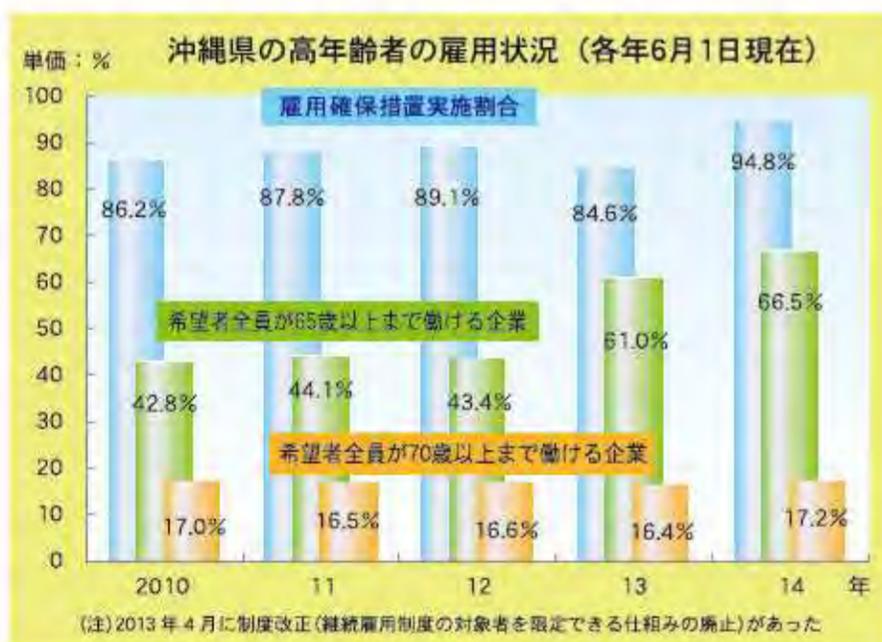
資料出所:厚生労働省「障害者雇用状況報告」

○高年齢者の雇用機会の確保・拡大

少子高齢化が進展する中、年齢にかかわらず、働く意欲と能力に応じた雇用機会の確保を図ることがますます重要になっています。

このため、法で定められた「高年齢者雇用確保措置」を実施していない企業に対し個別指導を徹底するとともに、ハローワークの高年齢者総合相談窓口等において再就職支援を行っています。

また、シルバー人材センター事業の推進等により、多様な就業機会の確保を図るなど、高年齢者の雇用機会の確保・拡大に努めています。



資料出所：厚生労働省「高年齢者雇用状況報告」

○県や市町村と連携した雇用対策の推進

沖縄県と連携して「グッジョブセンターおきなわ」において、寄り添い型の支援を必要とする方、子育て期の女性、若年者等を一体的に支援する取組を行っています。

また、地域における創意工夫を活かした自発的な雇用創造の取組を支援するなど、総合的な地域雇用対策を推進しています。



《グッジョブセンターおきなわ(那覇市泉崎)》



【沖縄の雇用・労働環境の改善に向けた共同宣言】

沖縄県の厳しい雇用失業情勢を改善し、県民が生きがいを持って働ける自立した豊かな社会実現を目指すことを目的に、国・県・労働団体・経済団体が効果的な雇用施策を協議する「沖縄県雇用対策推進協議会」が平成27年3月に開催されました。

協議会においては、「沖縄の雇用・労働環境の改善に向けた共同宣言」が行われ、公労使それぞれの立場から、雇用・労働環境の改善に向け強い決意をもって取り組むことを宣言しました。



○民間の労働力需給調整事業の適正な運営の確保

労働者派遣事業及び職業紹介事業の適正な運営の確保を図るため、法制度の周知とともに、計画的な指導監督を実施しています。

また、求人・求職のマッチング機会を拡大するため、ハローワークにおいて民間人材サービス事業者の情報を提供しています。

※特定労働者派遣とは、常用雇用労働者だけを労働者派遣の対象として行う労働者派遣事業であり、それ以外は一般労働者派遣事業となります。



○公的職業訓練の推進

すべての人が能力を高め適した仕事に就くことができるよう、ハローワークにおいてキャリア・コンサルティングを実施するとともに、必要な技能を身につけるための職業訓練を推進しています。

また、訓練受講者に対しては、ハローワークや訓練実施機関において一貫した就職支援を行っています。



《アーク溶接実習風景》

○雇用保険制度の適正な運営の確保

雇用保険制度においては、失業された方や教育訓練を受けられる方等に対して給付を行うとともに、失業の予防、雇用機会の拡大、労働者の能力開発等を図るために各種助成金の支給等を行っています。

また、雇用保険制度の適正な運営を図るため、雇用保険の適用促進、受給者の早期の再就職の支援、不正受給の防止等に努めています。



資料出所：沖縄労働局職業安定課まとめ

安全で安心して働ける職場づくりのために

○働き方改革の実現

昨年施行された「まち・ひと・しごと創生法」には、基本理念として「仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図ること」などが掲げられています。

沖縄労働局では「働き方改革」推進本部を設置して、沖縄県内の企業が長時間労働や転勤を一律の前提とする雇用管理を見直す「働き方改革」の実現に向けた取組を、地方自治体や労使団体の理解と協力を得ながら推進しています。

具体的には、企業トップのリーダーシップによる働き方の見直しを労使団体や企業に働きかけたり、地方自治体の協力を得ながら、沖縄県内における「働き方改革」の気運を盛り上げるための活動を行っています。



有給休暇を休んでも参加してほしい！
沖縄県内のイベント・行事等



企画・編集
沖縄労働局「働き方改革」推進本部
協力
沖縄県・那覇市・浦添市・糸満市・南城市・
伊江村・北中城村・与那原町・座間味村・
久米島町・多良間村

休暇（オフ）を前向き（ポジティブ）に捉える気運を高めるとともに、休暇を取得して外出や旅行などを楽しむことを促進するため、県内11の自治体の協力を得て、「有給休暇を取ってでも参加してほしい！沖縄県内のイベント・行事等」（平成27年度版）を作製しています。沖縄労働局ホームページの「働き方改革」特設サイトからご覧になれますので、ウチナンチュも知らないイベント・行事をさがしてみてもいいですか？

明るい時間が長い夏の間は、朝早くから働き始め、夕方には家族などと過ごせるよう、夏の生活スタイルを変革する新たな国民運動（ゆう活：ゆうやけ時間活動推進）を今夏より展開しています。



《上の写真は、使用者団体に対する要請の様子》

【働き方改革の実現に向けた取組に関する要請】

平成27年2月4日、那覇第2地方合同庁舎において、主要な労使7団体のトップに対し、沖縄県知事と沖縄労働局長から、長時間労働を前提としたこれまでの労働慣行を変え、定時退社や年次有給休暇の取得促進、正規雇用の拡大等、それぞれの実情に応じた取組について、要請しました。

○過重労働の解消

昨年11月に「過労死等防止対策推進法」が施行されるなど、過重労働の解消は、喫緊かつ最重要の課題です。

沖縄労働局では、11月の「過労死等防止啓発月間」に過重労働解消キャンペーンを実施しており、この期間を中心に、過重労働解消の気運を高める取組や、労働基準監督署による重点的な立入調査（重点監督）を行っています。

平成26年11月の重点監督結果（概要）

- 重点監督実施件数 50 (100%)
- 労働基準関係法令違反件数 42 (84%)
- 主な違反内容
 - 違法な時間外労働 34 (68%)
 - 賃金不払残業 14 (28%)

○法定労働条件の確保

労働基準監督署では、労働基準法や最低賃金法などの法律に基づき、定期的にあるいは、労働者からの情報提供を契機として、事業場に立ち入るなどにより、関係労働者の労働条件について調査を行っています。とりわけ、労働者から申告（下記注）があったものについては、問題の早期解決に向けて、迅速・的確な対応に努めています。

このほか、不明確な労働条件を原因とした労使間のトラブルを未然に防ぐため、労働基準法に基づく労働条件通知書の書面交付制度の周知啓発に力を入れて取り組んでいます。

（注）「申告」とは、労働者が労働基準監督署に対して「賃金が支払われていない。」など法令違反の事実を告げ、その違反の是正に向けた行政指導を求めるもの。

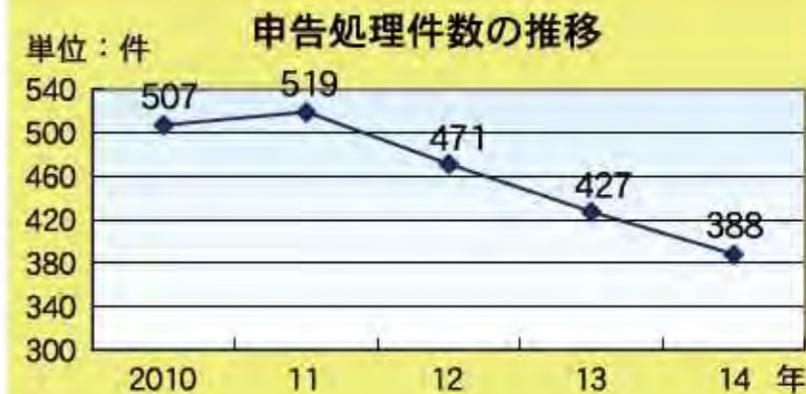
お互いの絆を照らす 労働条件通知書の書面交付

- ☑ 労働者を採用するときは、労働条件通知書を必ず交付しましょう。
- ☑ 事業場に採用されたら、受け取った労働条件通知書を確認しましょう。



3月は
「労働条件明示・書面交付強化月間」

沖縄労働局・労働基準監督署・ハローワーク



新規採用が最も多い4月を控えた3月を「労働条件明示・書面交付強化月間」と位置づけ、沖縄労働局、労働基準監督署、ハローワークが一体となって周知啓発に取り組んでいます。

県内5つの労働基準監督署が、労働者からの申告に対応した件数（申告処理件数）は、2011年以降減少傾向にあります。

【労働契約法と有期雇用特別措置法】

労働契約法の改正により、平成25年4月から「無期転換ルール」が導入されています。このルールは有期労働契約（“1年契約”“6か月契約”など期間の定めがある労働契約のこと）の濫用的な利用を抑制し労働者の雇用の安定を図ることを目的に、同一の使用量との有期労働契約が「5年」を超えて繰返し更新された場合に、労働者の申込みにより、無期労働契約に転換するというものです。

そして、平成27年4月1日に「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法」（有期雇用特別措置法）が施行され、高度な専門的知識等を有する有期雇用労働者及び定年後引続き雇用される有期雇用労働者に対する「無期転換ルール」の特例が設けられました。

労働契約法や有期雇用特別措置法について、詳しくは、厚生労働省ホームページの“労働契約法の改正について～有期労働契約の新しいルールができました～”をご覧ください。

○労働災害の防止

労働災害の発生状況を見ると2014年の死亡者数は9人（前年比3人増）となり、また、休業4日以上の死傷者数は1,046人（前年比59人〔6.0%〕増）と非常に高い水準となっています。

このため、特に労働災害多発分野（建設業、旅館・ホテル業、社会福祉施設、ビルメンテナンス業、製造業、陸上貨物運送事業）に重点的な指導を行うなど労働災害防止対策を推進しています。



沖縄県建設業 〇 災 運 動

沖縄労働局・沖縄総合事務局・沖縄県土木建築部・建災防沖縄県支部

建設業における労働災害を減少させるため、沖縄労働局、沖縄総合事務局、沖縄県土木建築部、建設業労働災害防止協会沖縄県支部が共同で主唱し、20の建設業団体の賛同のもと、産官連携で「沖縄県建設業ゼロ災運動」に取り組んでいます。

○職場における健康確保

沖縄長寿復活の鍵は、働き盛り世代の健康改善にあると言われていますが、県内では、職場の定期健康診断でおよそ3人に2人の方が何らかの異常の所見が認められています。この割合（有所見率）は2011年から3年続けて、全国で最も高く、ワースト1です。

このため、働き盛り世代の肥満・生活習慣病の予防・解消を目的に、事業場が労働者の健康増進に取り組む「ひやみかち健康経営宣言登録事業」やウォーキングイベント「おきなわを歩こう」キャンペーンの展開、沖縄産業保健総合支援センターでの無料の健康管理サービスの利用勧奨など、職場からの健康づくりを推進しています。

また、12月から労働者50人以上の事業場にストレスチェックが義務づけられるため、円滑な実施に向けての周知及び研修等の支援を行っていきます。



ひやみかち
健康経営宣言

ひやみかち健康経営宣言事業場には上のロゴを自由にご使用いただけます。

○最低賃金制度の適切な運営

最低賃金制度は、すべての労働者の賃金の最低額を保障するセーフティネットとして適切に機能する必要があり、沖縄県最低賃金等の改定について、あらゆる機会を通じて広く県民や事業場へ周知・徹底を図っています。

また、中小企業に対して「最低賃金引上げに向けた中小企業への支援事業」の周知を積極的に行い、最低賃金の引上げに先行して計画的に賃金の引上げを行うことを目指して設備投資等を行う事業場に対して、費用の一部を助成する業務改善助成金制度の利用を引き続き促進します。

沖縄県の最低賃金			
最低賃金の件名	最低賃金額（時間額）	効力発生年月日	
沖縄県最低賃金	677	2014年10月24日	
特定（産業別）最低賃金	畜産食料品製造業	683	2013年12月11日
	糖類製造業	700	2014年11月23日
	清涼飲料、酒類製造業	686	2013年11月23日
	新聞業	775	2014年11月27日
	各種商品小売業	692	2014年11月30日
	自動車（新車）小売業	705	2014年11月27日

○労災保険の迅速・適正な給付

被災労働者とその遺族への必要な保険給付を行うことなどにより、労働者の福祉増進に寄与するという基本理念に立ち、保険給付の迅速・適正な処理に取り組んでいます。

特に、業務上外などの認定が複雑困難である精神障害（うつ病、過労自殺など）、脳・心臓疾患（過労死など）、石綿関連疾患（肺がん、中皮腫など）に係る労災請求事案については、各認定基準の的確な運用に努めています。

また、石綿（アスベスト）による疾病の労災保険給付制度や、特別遺族給付金制度について、その周知に取り組んでいます。

業務として石綿を取扱ったことがあって、肺がん、中皮腫などの診断を受け、又は息切れ・胸が苦しいなどの症状がある場合には、最寄の労働基準監督署、又は沖縄労働局労災補償課にご相談ください。

精神障害の労災補償状況の推移



脳血管疾患及び虚血性心疾患等の労災補償状況の推移



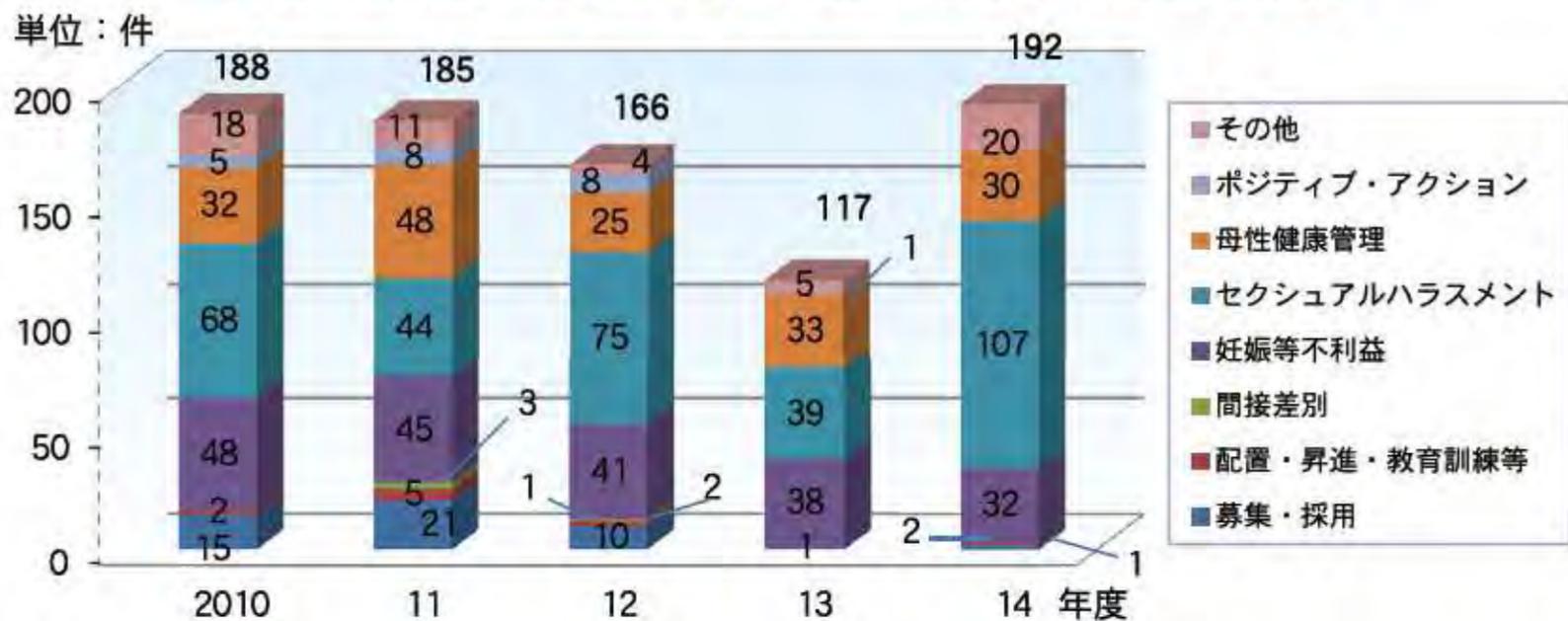
女性の活躍推進と男女がともに仕事と家庭を両立できる環境整備のために

○雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

職場において男女雇用機会均等法が理解され、守られるよう事業主に対する行政指導を行います。

また、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いやセクシュアルハラスメントなど、男女雇用機会均等法に関する労働者と事業主との間の紛争については、労働局長による紛争解決の援助や調停により、迅速かつ円滑な解決に努めます。

男女雇用機会均等法に関する相談の推移（沖縄労働局）



○女性の活躍推進と安心して働くことのできる環境整備

少子化の進行により、経済力の低下や社会保障の持続可能性が懸念されています。その中で、**女性の活躍推進は政府の成長戦略の中核**と位置づけられています。

- 労働者の間に事実上生じている格差の解消を目指して企業が自主的かつ積極的に進める取組（ポジティブ・アクション）が促進されるよう働きかけるとともに、ポジティブ・アクション情報ポータルサイトへの活用等を勧奨しています。



- 性別を理由とする差別や、妊娠・出産等を理由とする不利益な取扱いを禁止し、女性労働者が妊娠中・出産後も安心して働くことができるよう「母性健康管理の措置」についても周知徹底を図ります。

妊娠・出産・育休などを理由とする、解雇・雇い止め・降格などの不利益な取扱い（いわゆる「マタニティハラスメント」、「マタハラ」）を行うことは、法律で禁じられています。妊娠・出産、育児休業等の事由を「契機として」不利益取扱いを行った場合は、原則として「理由として」いる（事由と不利益取扱いとの間に因果関係がある）と解され、**法違反**となります。

- 職場における「セクシュアルハラスメント防止対策」を周知徹底し、労働者及び事業主からの相談には適切に対応し、職場環境の改善を図ります。

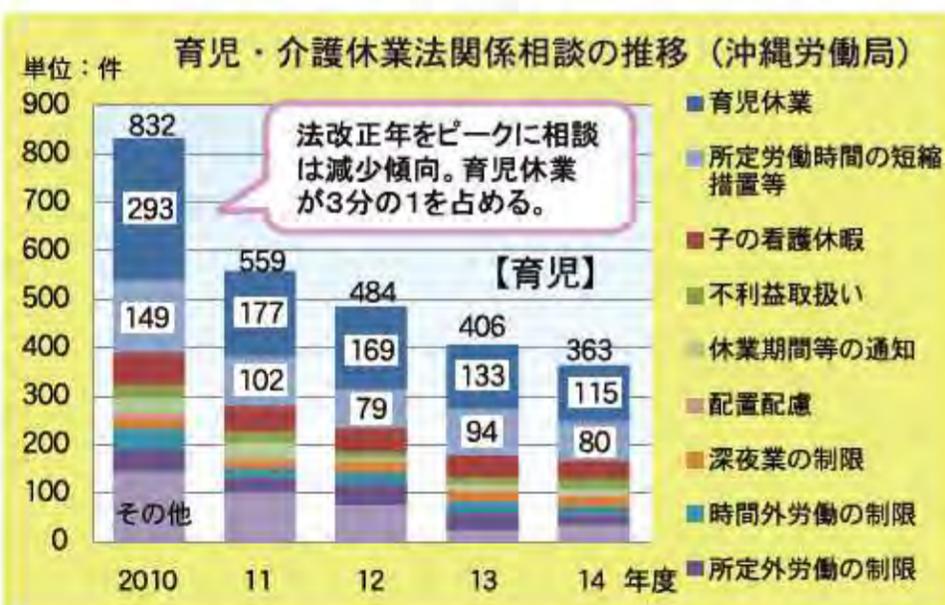
○職業生活と家庭生活との両立支援

少子化が進む中、労働者の仕事と家庭の両立を図るため、育児・介護休業法の周知徹底、相談対応、事業主への指導を実施しています。

また、育児・介護休業法に関する紛争解決援助や調停を行っています。

さらに事業所内保育施設の設置・運営や育児休業取得者の仕事と育児の両立支援に取り組む事業主等に対して、両立支援等助成金の利用促進を図っています。

次世代育成支援対策推進法に基づき、仕事と子育てを両立できる雇用環境の整備のため、一般事業主行動計画策定・届出の促進及び子育てサポート企業に対する「くるみん認定」「プラチナくるみん認定」を実施しています。



次世代認定マーク
「くるみん」

【子育てサポート企業に対する「くるみん認定」】

「くるみん認定」とは、仕事と子育ての両立支援に関する自社の目標（一般事業主行動計画）を達成するとともに、男性の育児休業取得等、一定の要件を満たした企業が厚生労働大臣の認定を受け、認定マーク「くるみん」を使用することができる制度です。

自社の商品、求人広告などに「くるみん」を掲示し、子育てサポート企業であることを広くアピールできるほか、税制の優遇を受けることができます。（2015年3月末現在沖縄県内くるみん認定企業11社14例）

さらに2015年4月から「プラチナくるみん認定」制度が創設されました。



次世代認定マーク
「プラチナくるみん」

○パートタイム労働者の雇用管理改善

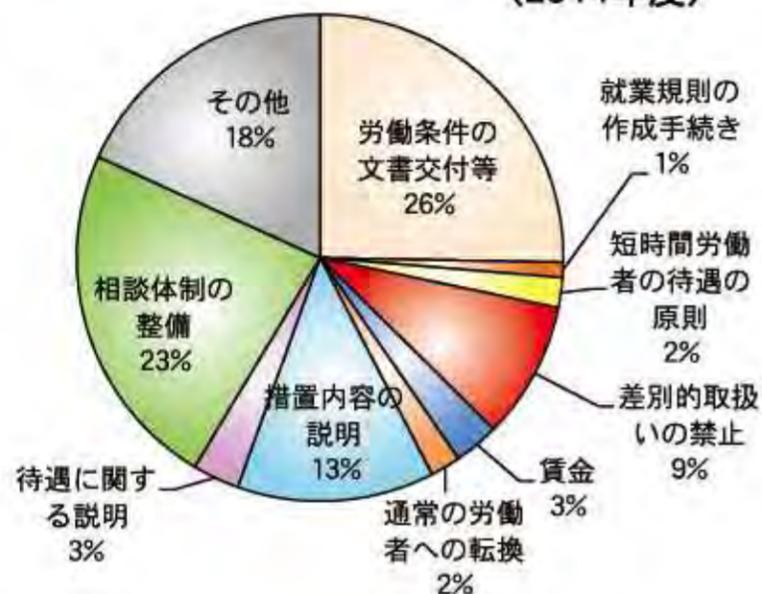
2015年4月に施行された改正パートタイム労働法の周知啓発を行っています。

また、改正法に沿った雇用管理が行われるよう事業主に対し指導等を行い法の履行確保を図っています。

その他、労働者と事業主の間に紛争が生じた場合には、紛争解決援助制度の利用を促進しています。

パートと通常労働者との均等・均衡待遇の確保に取り組む事業主に対しコンサルタントによる職務分析・職務評価の導入支援をしています。

改正パートタイム労働法に関する相談内訳（沖縄労働局）
（2014年度）



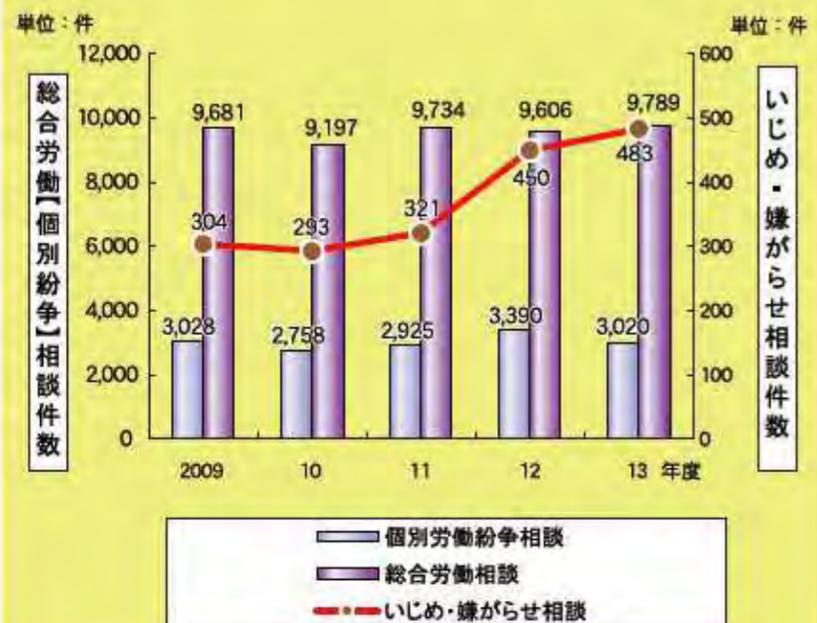
職場のトラブル解決・サポートを図るために

○「総合労働相談コーナー」におけるワンストップサービスの提供

- ◎ 「総合労働相談コーナー」では、解雇、労働条件の引き下げ、いじめ・嫌がらせ等労働問題に関するあらゆる分野について、労働者、事業主からのご相談を受けています。
- ◎ 専門の総合労働相談員が対応し、相談内容に応じた的確なアドバイスや分かりやすい情報提供をワンストップサービスで行います。
- ◎ 相談は、「無料」で「秘密厳守」です。
- ◎ 「総合労働相談コーナー」は、県内6か所（沖縄労働局企画室、各労働基準監督署内）に設けています。
- ◎ 所在地及び電話番号は、16,17頁に記載されています。

総合労働相談件数の推移

総合労働相談件数は、微増、高止まり。
いじめ・嫌がらせにかかる相談は過去最高相談件数



【職場のトラブル解決をサポートします】

「個別労働関係紛争解決制度」は、個々の労働者と事業主間での労働条件などをめぐる紛争の未然防止や円満・迅速な解決を促進するための制度で、労働局においては、「無料」で次の個別労働関係紛争の解決援助サービスの提供を行っています。

1 総合労働相談コーナーにおける相談・情報の提供

単に法令や判例を知らなかったり、誤解に基づくトラブルの場合は、労働問題関連情報を入手したり、専門家に相談することで、紛争への発展の未然防止、または紛争を早期に解決にすることができます。

2 「助言・指導」

紛争当事者に対し、その問題点を指摘し、解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な紛争解決を促進します。

3 「あっせん」

弁護士等の専門家による紛争調整委員会が、紛争当事者間の調整を行い、両者が採るべき具体的なあっせん案を提示して紛争の解決を図ります。



《沖縄労働局総合労働相談コーナー》

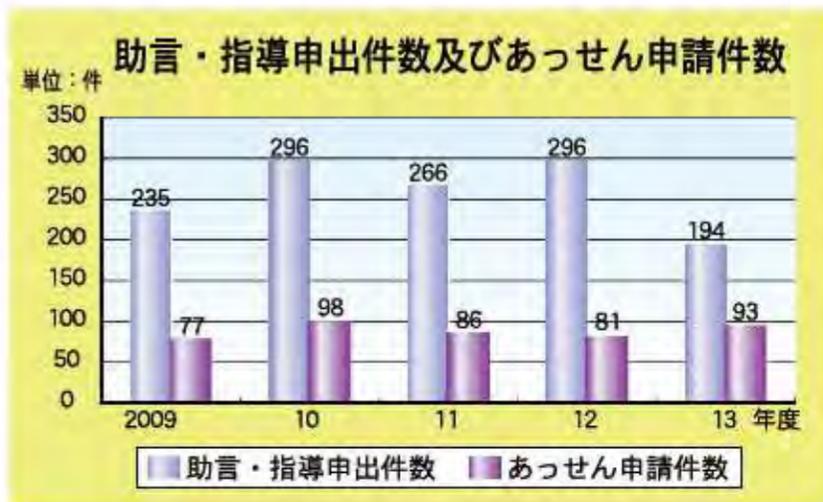
相談窓口・制度の申込先は、「**総合労働相談コーナー**」へ

○個別労働紛争解決制度の的確な運用

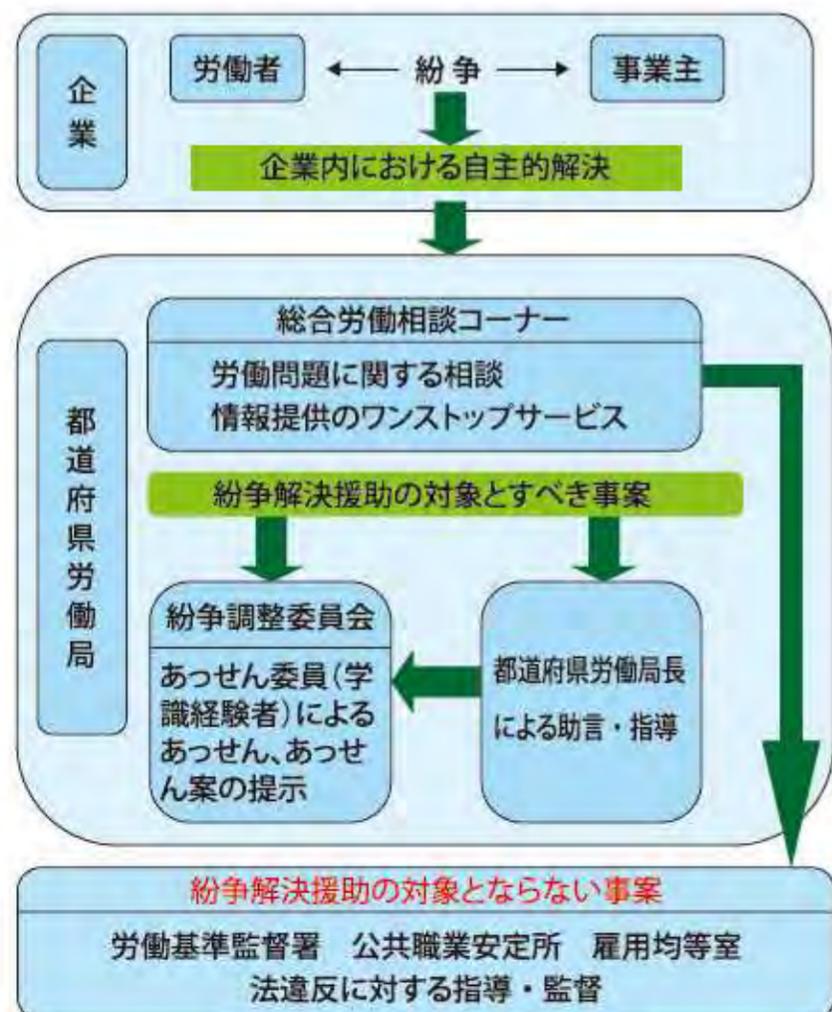
労働者と事業主との間の民事上のトラブル「個別労働紛争」については、少しでも多く円満に解決が図られるよう、

- ・「口頭による助言」
- ・「あっせん」

の実施など個別労働紛争解決制度の積極的かつ迅速な処理を図ります。



個別労働紛争解決システムの概要



【みんなで考えよう！ 職場のパワーハラスメント】

「職場のパワーハラスメント」とは、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいいます。

たとえば、こんな行為

- 1 身体的な攻撃（暴行・傷害）
- 2 精神的な攻撃（脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言）
- 3 人間関係からの切り離し（隔離・仲間外し・無視）
- 4 過大な要求（業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害）
- 5 過小な要求（業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じる、仕事を与えない）
- 6 個の侵害（私的なことに過度に立ち入る）

職場内でのいじめや嫌がらせに悩む人が増えています。これら職場のパワーハラスメントは、適切な対応により、予防・解決が可能です。組織全体で対応し、快適な職場環境の実現をめざしましょう。

ポータルサイト「あかるい職場応援団」にて情報を提供しています。



みんなで考えよう！ 職場のパワーハラスメント
あかるい職場応援団

<http://www.no-pawahara.mhlw.go.jp/>

※沖縄労働局のホームページにもバナーを設けています。

パワハラについての個別労働紛争に関する相談等は、「総合労働相談コーナー」へ

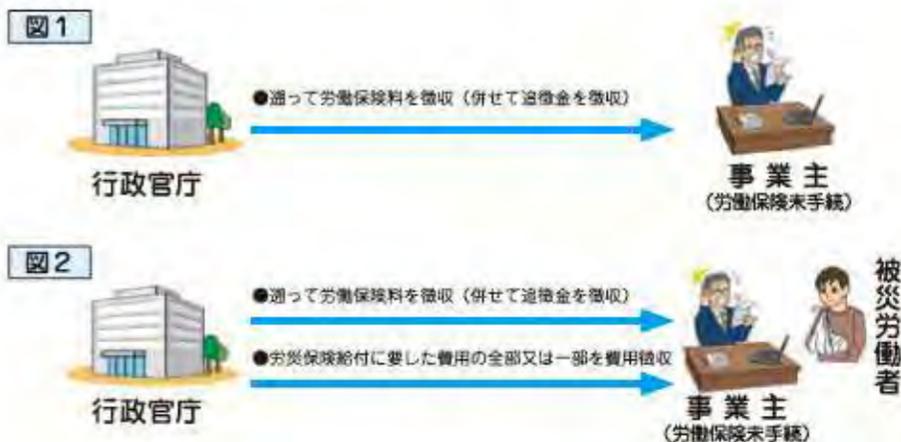
労働者とその家族の生活の安定・安心のために

○労働保険の適用拡大と適正な徴収

事業主は、労働者（パートタイマー、アルバイトを含む）を一人でも雇っていれば労働保険に加入し、労働保険料を納付する必要があります。

- 労働保険の未手続事業一掃対策を推進します。
- 労働保険料の適正徴収を図ります。

成立手続を怠っていた場合は



【労働法制等の普及】

これから社会で働くこととなる若者に対して労働法制等の知識を正しく理解してもらい、就職してからの労働関係法令の不知によって生じる早期離職やトラブルを未然に防止するため、学生等に対し労働法制に係るセミナーや講義を実施し、労働法制の普及に努めています。

沖縄労働局のホームページに専用バナー

『“就活”に役立つ労働法』

を設けています。

また、セミナー用テキストやハンドブック

『知って役立つ労働法（働くときに必要な基礎知識）』

『これってあり？ まんが 知って役立つ労働法Q & A』

等の資料を掲載しています。（ハンドブックは、トピックスにも掲載しています）

学生等だけではなく、これから就職をして働く方、現在働いていて悩みを抱えている方、会社の人事労務管理を担当される方等にも役立ちますので、是非ご一読をされてみてください。



「確かめよう 労働条件」

厚生労働省では、賃金や労働時間といった労働条件に関する情報発信を行うポータルサイト

「確かめよう 労働条件」 <http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/> を開設しています。

アルバイトをする前に知っておきたいポイントも掲載されています。



沖縄労働局・労働基準監督署・公共職業安定所 管轄図

- 沖縄労働局
- 労働基準監督署
- 公共職業安定所



沖縄労働局と県内の労働基準監督署・公共職業安定所の所在地

●沖縄労働局

〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1
(那覇第2地方合同庁舎1号館3階)

総務部

総務課 ☎098-868-4003
企画室 ☎098-868-4403
労働保険徴収室 ☎098-868-4038

労働基準部

監督課 ☎098-868-4303
健康安全課 ☎098-868-4402
賃金室 ☎098-868-3421
労災補償課 ☎098-868-3559

職業安定部

職業安定課 ☎098-868-1655
職業対策課 ☎098-868-3701
地方訓練受講者支援室 ☎098-868-3877
雇用均等室 ☎098-868-4380

●那覇労働基準監督署

〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1
(那覇第2地方合同庁舎1号館2階)
☎098-868-3344

●那覇公共職業安定所

(那覇新卒応援ハローワーク)
〒900-8601 那覇市おもろまち 1-3-25
(沖縄職業総合庁舎)
☎098-866-8609

●ハローワークプラザ那覇

〒900-0006 那覇市おもろまち 3-3-1
(コープあっぷるタウン3階)
☎098-867-8010

●糸満市ふるさとハローワーク

〒901-0364 糸満市潮崎町 1-1
(糸満市役所1階)
☎098-840-8184

●豊見城市ふるさとハローワーク

〒901-0223 豊見城市翁長 854-1
(豊見城市役所1階)
☎098-856-3335

●浦添市ふるさとハローワーク

〒901-2114 浦添市安波茶 1-1-1(浦添市役所1階)
☎098-876-0734

●グッジョブセンターおきなわ

〒900-0021 那覇市泉崎 1-15-10
(ハローワークコーナー)
☎098-860-9530



●総合労働相談コーナー

(那覇第2地方合同庁舎1号館2・3階) ☎098-868-8008・868-6060

●沖縄助成金センター

(那覇第2地方合同庁舎1号館1階) ☎098-868-1606

沖縄労働局

検索

<http://okinawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

●**沖縄労働基準監督署**

〒904-0003 沖縄市住吉 1-23-1
(沖縄労働総合庁舎 3階)

☎098-982-1263

●**沖縄公共職業安定所**

〒904-0003 沖縄市住吉 1-23-1
(沖縄労働総合庁舎 1,2階)

☎098-939-3200

●**ハローワークプラザ沖縄**

〒904-0004 沖縄市中央 2-28-1(コリンザ 3階)

☎098-939-8010

●**宜野湾市ふるさとハローワーク**

〒901-8601 宜野湾市野嵩 1-1-1
(宜野湾市役所庁舎敷地内)

☎098-893-5588

●**うるま市ふるさとハローワーク**

〒904-2292 うるま市みどり町 1-1-1

☎098-973-5614

●**グッジョブセンターおきなわ・中部サテライト**

〒904-0116 北谷町北谷 2-13-3

☎098-989-0186

●**沖縄総合労働
相談コーナー**

(沖縄労働基準監督署内)

☎098-982-1400



●**名護労働基準監督署**

〒905-0011 名護市字宮里 452-3 (名護地方合同庁舎 1階)

☎0980-52-2691

●**名護公共職業安定所**

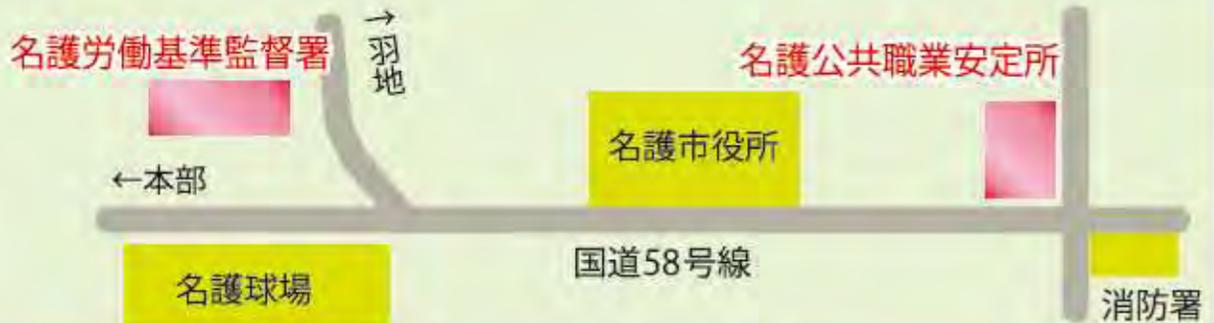
〒905-0021 名護市東江 4-3-12

☎0980-52-2810

●**名護総合労働
相談コーナー**

(名護労働基準監督署内)

☎0980-52-2691



●**宮古労働基準監督署**

〒906-0013 宮古島市平良字下里 1016 (平良地方合同庁舎 1階)

☎0980-72-2303

●**宮古公共職業安定所**

〒906-0013 宮古島市平良字下里 1020

☎0980-72-3329

●**宮古総合労働
相談コーナー**

(宮古労働基準監督署内)

☎0980-72-2303



●**八重山労働基準監督署**

〒907-0004 石垣市字登野城 55-4 (石垣地方合同庁舎 2階)

☎0980-82-2344

●**八重山公共職業安定所**

〒907-0004 石垣市字登野城 55-4 (石垣地方合同庁舎 1階)

☎0980-82-2327

●**八重山総合労働
相談コーナー**

(八重山労働基準監督署内)

☎0980-82-2344





ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省沖縄労働局

Ministry of Health, Labour and Welfare Okinawa Labour Bureau